

和歌山市議会マスコットキャラクター募集要項

1. 趣旨

和歌山市議会では、市民に最も身近な議会を目指し、広報活動を積極的に取り組んでいます。なかでも、議会の認知度や関心を高めってもらうため、特に子供たちを中心にした主権者教育を推進しています。（議場見学、議会傍聴、親子DE議会！自由研究ツアー、ジュニア会議など）

議会の魅力を効果的に伝え、政治や行政への関心を高めることを目的として、怖い、緊張するなどの印象を持たれることもある議会のイメージを向上する、子供たちにとって親しみやすい公式マスコットキャラクター（以下、「キャラクター」という。）の原案を募集します。

2. 応募資格

どなたでも応募できます。

※プロ・アマ、個人・団体、居住地、年齢等は問いません。

3. 募集期間

令和7年5月1日（木）から令和7年6月27日（金）まで

※郵送の場合は締切日必着、持参の場合は締切日の午後5時15分まで

4. 応募条件

次の条件を全て満たす作品を対象とします。

- (1) 和歌山市議会らしさのある、誰もが親しみやすく、PRにふさわしいデザインであること。
- (2) 自作の未発表作品であり、第三者の著作権、商標やその他の権利を侵害していないものであること（同一作品を他のコンテスト等に応募していない、又は個人的にも使用していないものに限る）。
- (3) 未成年の方が応募する場合、親権者等の同意が得られていること。
- (4) 公共の福祉に反するものでないこと。
- (5) 生成AIを使用していないものであること。
- (6) キャラクターの全身が分かるように、平面で正面から見たデザインをカラーで作成すること。
- (7) 応募作品は一人1点までとする。
- (8) 応募作品の画材・色彩・技法は自由とする。
- (9) 暴力団、暴力団員、その他これに準じる者（以下、「反社会勢力等」という。）、又は資金提供その他を通じて反社会勢力等の維持、運営、経営に協力若しくは関与する

等、反社会勢力等との何らかの交流、関与を行っているとは判断される方並びに公序良俗に反する事業を行っている方の応募でないこと。

5. 応募方法

次のいずれかの方法により応募してください。

(1) 電子応募フォームでの応募

下記URL又は二次元コードからアクセスし、必要事項を入力の上、応募する作品を画像データ形式（JPEG、TIFF、PNG等で10MB未満）でアップロードし送信してください。

URL:<https://logoform.jp/form/fKMM/986440>



(2) 郵送又は持参での応募

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、応募作品（応募用紙に手書き又は印刷したもの）と共に議会事務局へ郵送又は持参してください。

「応募先」

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市 議会事務局 秘書広報課（市役所本庁舎3階）

※募集要項、応募用紙は、市議会HPからダウンロードいただくか、各支所・連絡所及び市役所1階総合案内所横に備え付けています。

※持参の場合、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

※FAXやメールでの応募は受け付けません。

6. 賞金

(1) 最優秀賞 1名 賞状及び賞金3万円

(2) 優秀賞 2名 賞状及び賞金1万円

※最優秀賞及び優秀賞を受賞作品とし、決定後に受賞作品の応募者（以下、「受賞者」という。）の表彰式を実施する予定です。

※最優秀賞を採用作品とします。

7. 選定方法

応募作品から、和歌山市議会広報委員会により数点の候補作品を選出した後、和歌山市議会議員、全国の皆さん、市立小学校、中学校、高等学校の皆さんの投票により受賞作品を決定する予定です。

※受賞者にのみ直接通知するほか、9月頃にHP等にて発表する予定です。

8. 著作権等

(1) 応募者は、和歌山市が応募作品の中から受賞作品を選定する目的で、和歌山市が当

該作品の著作権を自由に利用することを許諾する。

- (2) 受賞者は、採用と同時に和歌山市に対して当該作品の著作権（著作権法第27条及び第28条を含む一切の権利）を無償譲渡するものとし、著作権、二次使用权、商品化権、公衆送信権その他一切の権利は和歌山市に帰属するものとする。
- (3) 応募者は、応募作品及び受賞作品に関し著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととする。
- (4) 受賞作品について、著作権等に関する問題が発生した場合は、受賞者は自己責任において解決を図るものとし、和歌山市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 受賞作品について、受賞後であっても、応募条件に反するものであると認められた場合や、デザインの盗用等の問題が発生した場合は、賞を取り消すものとし、当該作品の受賞者は賞状及び賞金全額を返還するものとする。また、当該取り消しにより、取り消した時点又はその後和歌山市に損害が発生した場合は、全て受賞者が損害を賠償するものとする。
- (6) 受賞者と和歌山市は、受賞作品に選出されたことを条件に、上記(2)から(5)を内容とした著作権譲渡契約を締結したものとする。また、この契約締結にあたり、賞金以外の契約料や使用料等の金銭的対価は支払わないこととする。
- (7) 応募者は、応募をもって上記に同意したものとする。

9. 注意事項

- (1) 応募作品の返却はしない。
- (2) 応募にかかる一切の経費は応募者の負担とする。
- (3) 選考基準に関する問い合わせには応じない。
- (4) 採用作品の使用にあたっては、必要に応じて作品や名称に変更・修正を加えたり単色やモノクロで使用したりする場合がある。
- (5) 応募者の個人情報、和歌山市議会で適切に管理し、この事業以外の目的では使用しない。※受賞作品、受賞者の氏名（ふりがな）、在住の市町村名、職業又は学校名及び学年並びに年齢は広報等のため公表予定です。
- (6) 本募集要項の定めのない事項については、和歌山市議会の判断により決定する。

10. 問い合わせ先

和歌山市 議会事務局 秘書広報課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

Tel: 073-435-1120 / Fax: 073-424-9276

E-mail: hishokoho@city.wakayama.lg.jp